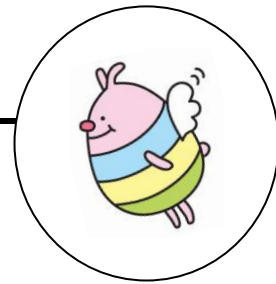


## 2. 歳末たすけあい事業



地域住民同士の交流を目的とする歳末時期（11月中旬から1月末）の事業を支援します。

また、事業を通して地域の関係団体との協働を促進し、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金のPRを行います。

### （1）助成対象団体

自治・町内会、またはコミュニティ協議会や地区社会福祉協議会

### （2）事業例

歳末ふれあい交流会・福祉講演会 など

### （3）助成条件

- ① 事業を進める際に地域の各種関係機関・団体、福祉施設等と連携をはかること
- ② 回覧板文書などに中央区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記の上、広く地域に呼びかけること。また、当日会場内にも看板などで同事業であることを明示すること
- ③ ボランティア行事用保険等損害保険に加入すること

### （4）助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
  - ◆お酒代は除きます
  - ◆講師謝礼は上限2万円とします
  - ◆食材費は一人当たり概ね500円を上限とします
- ② 助成額の上限 — 事業費総額の3分の2以内で、参集範囲により下表のとおり助成上限額が異なります



世帯数	200未満	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500～ 599	600以上
助成上限額	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	150,000

※但し、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は助成額を調整させていただくことがあります。